

答申第194号（諮問第205号）

「消費生活課課員（以下甲という）が、一般県民（以下乙という）に甲に不都合な法令の解説を乙に無報酬で求め、乙がそれを断ると、甲が「一か月かけてでも調べてやるよ」と乙に言い放ち、そのため消費生活課の業務が停滞させてもよい・又はさせなければならない、という内容」外1件の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、別表の（あ）欄に記載の年月日付けで、別表の（い）欄に記載の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、別表の（う）欄に記載の年月日に、本件各請求に係る公文書について存在しないことを確認し、別表の（え）欄に記載の決定（以下「本件各処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

開示を請求された公文書の内容又は件名に関する公文書は保有していないため。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件各処分を不服として平成29年6月23日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年7月19日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、平成29年8月24日、口頭意見陳述を実施した。

6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成29年9月14日、本件審査請求事案の諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 争点（本件請求に係る公文書の公文書不存在決定について）

本件各請求に係る公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

条例第14条(2)イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法(昭和25年法律第261号)違反・憲法違反を隠蔽するものである。

2 実施機関の主張要旨

(1) 別表項番1に係る公文書について

地方公務員法第32条は「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」として、法令遵守義務を定めている。

また、同法第35条は「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」として、職員の職務専念義務を定めている。

地方公務員である消費生活課の職員は、地方公務員法その他の法令を遵守すべき立場にあり、業務を停滞させてもよい、又はさせなければならないという法令の趣旨に反する公文書を作成又は取得することはない。

(2) 別表項番2に係る公文書について

都道府県が行うあっせんは、消費者安全法(平成21年法律第50号)第8条第1項第2号ロに定められている。あっせんは、当事者間の合意により迅速かつ円満に紛争を解決することが期待できる一方、行政処分や裁判手続と異なりあっせん案に法的拘束力がないこと、当事者のあっせん手続への参加が任意であり、一方が参加を拒否した場合、手続が打切りとならざるを得ない等の特徴がある。従つて、苦情の内容を踏まえ、あっせんを行うことが適当と認められる場合には、あっせんを行うこととなる。

また、地方公務員法第32条は「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」として、法令遵守義務を定めている。

地方公務員である消費生活課の職員は、消費者安全法その他の法令を遵守すべき立場にあり、あっせんに際し、方針に従わないという理由のみで一般県民を見捨ててよい、又は見捨てなければならないという法令の趣旨に反する公文書を作成又は取得することはない。

3 口頭意見陳述における請求人の主張要旨について

前記第2の5の口頭意見陳述について、実施機関から提出された口頭意見陳述聴取結果記録書には、請求人の主張として、おおむね以下のことが記されている。

(1) 実際に代表者も含めて請求内容にあることを行っている。

(2) 過去に行った開示請求において、不存在決定となった内容についても行ってい

る。

第5 審査会の判断

1 争点（本件請求に係る公文書の公文書不存在決定について）

- (1) 請求人は、「条例第14条(2)イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・憲法違反を隠蔽するものである」と主張している。一方、実施機関は、地方公務員法や消費者安全法の規定に照らし、本件各請求を内容とする公文書を作成又は取得することはないと主張する。そこで、本件各請求に係る公文書が実施機関における事務処理において作成又は取得されたか否か検討するものとする。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件各請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断するものとする。

- (2) 別表項番1に係る公文書について

地方公務員法第32条は職員の法令遵守義務を定め、同法第35条は職員の職務専念義務を定めている。

地方公務員である消費生活課の職員は、地方公務員法その他の法令を遵守すべき立場にあり、業務を停滞させてもよい、又はさせなければならないという法令の趣旨に反する公文書を作成又は取得することは通常はあり得ないことであることから、別表項番1に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

- (3) 別表項番2に係る公文書について

都道府県が行うあっせんは、当事者間の合意により迅速かつ円満に紛争を解決することが期待できる一方、行政処分や裁判手続と異なりあっせん案に法的拘束力がないこと、当事者のあっせん手続への参加が任意であり、一方が参加を拒否した場合、手続が打切りとならざるを得ない等の特徴がある。従って、苦情の内容を踏まえ、あっせんを行うことが適当と認められる場合には、あっせんを行うこととなる。

また、地方公務員法第32条は法令遵守義務を定めている。

地方公務員である消費生活課の職員は、消費者安全法その他の法令を遵守すべき立場にあり、あっせんに際し、方針に従わないという理由のみで一般県民を見捨ててよい、又は見捨てなければならないという法令の趣旨に反する公文書を作成又は取得することは通常はあり得ないことであることから、別表項番2に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

- (4) したがって、本件請求に係る公文書を不存在とする実施機関の判断は妥当であると認められる。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人は審査請求書において、本件処分は条例第14条第2号イに違反すると主張する。しかし、同規定は個人情報であっても一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。そのため、本件請求に係る公文書は不存在であるという実施機関の判断が妥当である以上、本件請求に係る公文書が存在することを前提とした請求人の当該主張は是認することはできない。

また、請求人はその他種々主張するが、本答申の判断を左右するものではない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成29年 9月14日	諮問
平成29年 9月29日 (第63回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
平成29年11月13日 (第64回 第二部会)	審議
平成30年 1月10日	答申

別表

項番	(あ) 請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日	(え) 決定
1	平成29年5月24日	消費生活課課員(以下甲という)が、一般県民(以下乙という)に甲に不都合な法令の解説を乙に無報酬で求め、乙がそれを断ると、甲が「一か月かけてでも調べてやるよ」と乙に言い放ち、そのため消費生活課の業務が停滞させてもよい・又はさせなければならない、という内容	平成29年6月7日	不存在
2	平成29年5月24日	消費生活課課員(以下甲という)が、一般県民(以下乙という)の求めに応じて消費者保護法で甲に権限のある乙とトラブルになっている業者の斡旋をする際、乙が甲の方針に従わないというだけで、甲は乙を見捨ててよい・又は見捨てなければならない、という内容	平成29年6月7日	不存在